

議案第 1 5 2 号

公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例の改正について

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例（平成 1 3 年前橋市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち、その業務の全部又は一部が本市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、本市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして市規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。